

北海道省エネ・新エネ促進行動計画 【第Ⅱ期】(素案)に関する提言を提出

連合北海道は2月28日、北海道が2月8日に発表した2011年度から2020年度までを対象期間とした「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」(素案)に対して、地域別の数値目標の設定をはじめとして3項目7点について高橋知事宛の提言(2面に内容掲載)を提出した。

提言は2月22日の第5回連合北海道執行委員会で確認した上で、翌23日のエネルギー・環境政策委員会第4回小委員会で出された、各委員の意見に基づいて補強した。

●高原副知事「促進行動計画に反映したい」

対応した高原副知事は、「形式的にならないよう促進行動計画に反映していきたい」と答えると共に、「地域においては用地取得などにとどまることなく、雇用の創出や地元企業の参入ができるようにしたい」等と考えを述べた。

また、地域別の数値目標を設定するよう提言したことに対して、高原副知事は「難しい」と答えたが、武田副事務局長は「難しいことは承知している。新エネルギーに関して言えば、地域の資源状況は様々。地域住民や企業にとって身近な地域別の目標数値があることにより、より一層の導入、普及が促進される。『見える化』の視点が大切だ」と強く求めた。

道の数値目標は、2012(H24)年度を目途に改定される国の「エネルギー基本計画」を踏まえて、北海道トータルの目標数値を設定したいとしている。

●促進行動計画とは

北海道は2001年、全国に先駆けて「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」を制定した。この促進条例では原子力を「過渡的エネルギー」と位置づけ、エネルギーの使用の効率化と新しいエネルギーの開発や導入に積極的に取り組むことにより、エネルギーの需給の安定を図るとともに、持続的発展が可能な循環型の社会経済システムをつくり上げるとしている。

促進行動計画はこの条例に基づいて「脱原発の視点に立って新しいエネルギーの利用を拡大する」ために、事業者・北海道・道民の責務を謳っている。2001年から2010年の第Ⅰ期では省エネの達成率は73%、新エネの達成率は76.4%となっている。

23日に開会した第1回定例道議会で高橋知事は、「北海道に豊富に存在する自然エネルギーを積極的に活用し、食産業の育成とあわせて地域再生に取り組む」と決意を述べている。

●省エネ・新エネの飛躍的導入・促進が求められる

福島第一原子力発電所の事故を契機として、エネルギー政策の見直しが進められている。見直しにあたっては、原子力を過渡的エネルギーとして位置づけ、将来的に原子力に依存しない社会を目指して、省エネルギーや新エネルギー、再生可能エネルギーの普及・導入促進をはかることが重要になっている。北海道の恵まれた環境や資源を活かし、道民や事業者、自治体などが参加し、英知と技術を結集することによって、省エネルギー・新エネルギーの導入、普及が進展するよう「行動計画」の着実な推進が求められる。

促進行動計画【第Ⅱ期】(素案)は3月9日までパブコメが行われ、3月23日までを会期とする第1回定例道議会で成案が提案される予定。

■道に提出した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」に関する提言

1. 数値目標の設定

- (1) 省エネルギーおよび新エネルギーの導入・普及を着実に進めていくため、道として長期的な高い数値目標を策定すること。
- (2) 各地域における自然条件や産業構造、エネルギー需給構造等を考慮して、省エネルギーおよび新エネルギーの普及・導入に向けた、地域別の数値目標を策定すること。

2. 需要の拡大と意識改革

- (1) 省エネルギーに向けた道民や事業者の意識改革を促すため、道民への周知啓発事業と併せて、市民や NPO 等が企画するセミナーやワークショップへの支援や家庭における省エネ・節電を促進する仕組みづくりを市町村と連携して具体化すること。
また、電気事業者に対して、省エネ・節電に関わる市民や自治体および企業の取り組みを積極的に支援するよう、協力を求めること。
- (2) 省エネルギーや新エネルギーの初期需要を拡大し、地元の環境産業の振興を促すため、道をはじめ道内の官公庁は、率先して公的施設における導入をはかること。
- (3) 公共工事や業務委託など自治体発注事業の入札に際して、省エネルギーや新エネルギーの導入に関する実績を評価する方式を導入するなど、事業者の取り組みを促進すること。

3. 省エネルギーや新エネルギー技術の開発促進

- (1) 道立総合研究機構は体制強化と予算措置を拡充し、本道の気候や自然条件を活かして、とくに災害時でも利用可能な新エネルギーの利用技術を開発するなど、道内の環境産業の育成を支援すること。
- (2) 北海道における自然エネルギーや再生可能エネルギーの利活用を促進するため、国のエネルギー政策に明確に位置づけるとともに、具体的な政策展開をはかり、手続き迅速化や規制緩和などをはかるための「特区」を国に求めること。

以上